

公 告 第 3 2 9 号

平成 2 1 年 1 0 月 9 日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

組 合 規 約 第 6 4 条 及 び 組 合 規 程 「 高 額 医 療 費 貸 付 規 程 」 の 変 更 に つ い て

平成 21 年 10 月 1 日より、出産育児一時金等の支払に関し、医療機関への直接支払制度が導入されました。

この制度は、病院、診療所又は助産所等の医療機関が、被保険者との契約により、支払機関を通じて直接健康保険組合に出産費用を請求し、出産育児一時金を充当するものです。

しかしながら、導入直前に、厚生労働省から保健局長通知で「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施に当たっての当面の取扱いについて」(9月29日付保発0929第4号)が発出され、直接支払制度への対応が直ちにできかねる一部の医療機関等に対して、今年度に限り(平成21年10月から平成22年3月までの6ヶ月間)直接支払制度の適用を猶予することとなりました。

これを受け、当健保組合では、直接支払制度を適用しない医療機関を利用する、被保険者の経済的負担の軽減を図るために「出産費資金貸付制度」を導入するための組合規約及び規程を下記のとおり変更しますので、組合会規約第52条により公告します。

記 .

1 . 組 合 規 約 第 6 4 条

(高額医療費貸付) を 高額療養費貸付 に変更し、
出産費 を追加して、(高額療養費・出産費貸付) に改め、

「この組合においては、法第150条の規程により、被保険者及びその被扶養者の高額医療費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。」 中、
高額医療費 を 高額療養費 に改め、その後に出産費を加え、高額療養費及び出産費 に改める。

附則 この規程は平成21年10月7日より施行する。

2 . 高 額 医 療 費 資 金 貸 付 規 程 を

「高額療養費・出産費 資金貸付規程」(別紙)に改める。
改定規程につきましては、健保組合ホームページ(健保組合からのお知らせ)に掲載いたします。

以上

日本旅行健康保険組合
高額療養費・出産費用 資金貸付規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、健康保険法(以下「法」という)第150条第2項の規定に基づき、療養及び出産に要する資金の貸付けについて必要な事項を定め、被保険者及びその被扶養者の福祉の向上に資することを目的とする。

(貸付金の種類)

第 2 条 貸付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 法第115条の規定による高額療養費(以下「高額療養費」という。)の支給を受けることが見込まれる者に対して行う療養に要する資金(以下「高額療養費貸付金」という)
- (2) 法第101条の規定による出産育児一時金または法第114条による家族出産育児一時金(以下「出産育児一時金」という。)の支給を受けることが見込まれる者に対して行う出産に要する資金(以下「出産費貸付金」という。)

(貸付対象者)

第 3 条 高額療養費貸付金の貸付を受けることができる者は、日本旅行健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者であって高額療養費の支給を受ける見込みがあり、かつ、その高額療養費の支給の対象となる月分に係る療養に要する費用について医療機関等から請求を受けた者又はその費用を支払った者とする。

ただし、他の法令により、当該療養に要する費用について公費負担がある場合を除く。

2 出産費貸付金の貸付けは、組合の被保険者であって、出産育児一時金の支給を受ける見込みがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 出産予定日まで1ヵ月以内の者または出産予定日まで1ヵ月以内の被扶養者を有するもの。
- (2) 妊娠4ヶ月以上の者で医療機関に一時的な支払いが必要になった者または妊娠4ヶ月以上の被扶養者を有する者で医療機関に一時的な支払いが必要となった者

(貸付額)

第 4 条 資金の貸付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。ただし、算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数は貸し付けない。

- (1) 高額療養費貸付金 高額療養費支給見込額の10分の8とする。
- (2) 出産費貸付金 出産育児一時金支給見込額の10分の8とする。

(貸付利息)

第 5 条 貸付金には、利息を付さない。

(貸付申込)

第 6 条 高額療養費資金の貸付けを受けようとする者は、高額療養費資金貸付申込書に次の書類を添付し、組合に提出しなければならない。

- (1) 医療機関等からの療養に要する費用の内訳のある請求書又は領収書
- (2) 申込者が市町村民税を課されない者又は生活保護法の要保護者であるときはその旨が明らかになる書類
- (3) 貸付を受けようとする資金の額に相当する額について高額療養費の受領人を日本旅行健康保険組合理事長(以下「理事長」という)とする委任状。

2 出産費資金の貸付けを受けようとする者は、出産費資金貸付申込書に次の各号に定める書類を添付し、組合に提出しなければならない。

- (1) 第3条第2項第1号に掲げる者
母子保健法第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳(以下「母子健康手帳」という。)の写し、または、出産予定日まで1ヵ月以内であることを証明する書類、及び、貸付を受けようとする資金の額に相当する額について出産育児一時金等の受領人を日本旅行健康保険組合理事長(以下「理事長」という)とする委任状。
- (2) 第3条第2項第2号に掲げる者
母子健康手帳の写し、その他妊娠4ヶ月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの出産に要する費用(内訳のあるもの)に関する証拠書類、及び、貸付を受けようとする資金の額に相当する額について出産育児一時金等の受領人を理事長とする委任状。

(貸付金の決定等)

第 7 条 理事長は、申請書を受理したときは、すみやかに審査し、貸付の可否及び貸付額を決定しなければならない。

2. 理事長は貸付の可否及び貸付額を決定したときは、高額療養費資金貸付可否決定通知書または出産費資金貸付可否決定通知書により、申込者に通知するものとする。
3. 申込者は、高額療養費資金貸付決定通知書または出産費資金貸付決定通知書を受領したときは、当該貸付に係る借用証を理事長に対し提出するものとする。

(貸付けの方法)

第 8 条 貸付金の貸付方法は銀行振込みとする。

(貸付期間等)

第 9 条 資金の貸付期間は、当該貸付金に係る高額療養費または出産育児一時金等が支給される日までの間とする。

2. 前項の規定にかかわらず、高額療養費の額が貸付金の額に満たないときは、その差額分については、理事長の指定する日までとする。
3. 委任状に基づき高額療養費が理事長に支払われたときは、その支払われた額を限度として当該高額療養費の支給を受けた月分にかかる貸付金は償還されたものとみなす。
4. 委任状に基づき出産育児一時金等が理事長に支払われたときは、その支払われた額を限度として貸付金は償還されたものとみなす。
5. 理事長が代理受理した出産育児一時金等の額のうち貸付金額を上回る額については当該の上回る額を申込者が指定した金融機関の口座に振り込むこととする。

(即時償還)

第 10 条 理事長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が偽りの申込み、又は不正の手段により貸付けを受けたときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、直ちに償還させるものとする。

(高額療養費、出産育児一時金等が不支給となった場合の取扱い)

第 11 条 理事長は、当該貸付金に係る高額療養費または出産育児一時金等が不支給となったことを知ったときは、期日を指定して償還させるものとする。

(領収証等の交付)

第 12 条 理事長は、貸付金の全額が償還されたときは、借受人に対し、当該貸付金に係る領収証を交付するとともに、借用証を返還するものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 7 日より施行し、平成 21 年 10 月診療、出産分から適用する。